

# 一 般 競 争 入 札 説 明 書

## 【入札事項】

漁業指導取締兼調査船「おおすみ」売却

## 【項目及び目次】

- 1 一般競争入札に係る主な日程・・・・・・・・・・ P 1
- 2 入札説明書・・・・・・・・・・ P 2 ～P 9
- 3 各様式等・・・・・・・・・・ P 10～P 28
- 4 県有財産売買契約書（案）・・・・・・・・・・ P 29～P 32
- 5 「おおすみ」主要目及び主要設備要目・・・・・・・・ P 33～P 35
- 6 「おおすみ」一般配置図・・・・・・・・・・ P 36
- 7 「おおすみ」船舶検査証書（写し）・・・・・・・・ P 37～P 38

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県商工労働水産部水産振興課

（電話） 099-286-3439

## 漁業指導取締兼調査船「おおすみ」売却に係る一般競争入札の主な日程

- 1 入札公告日  
令和8年1月30日（金）
- 2 現地説明会（売却する船舶の内覧会）参加申込期限  
令和8年2月26日（木）午後5時
- 3 現地説明会（売却する船舶の内覧会）開催日  
令和8年3月2日（月）～同月6日（金）の間で調整
- 4 質問書受付期限  
令和8年3月10日（火）午後5時  
※ 電子メールでの提出可
- 5 入札参加申込期限  
令和8年3月12日（木）午後5時  
※ 郵送・信書便での提出可
- 6 入札保証金納付期限
  - (1) 現金又は小切手  
令和8年3月19日（木）午前11時30分
  - (2) 入札保証金免除申請書  
令和8年3月19日（木）午前11時30分  
※事前審査書類は、令和8年3月12日（木）までに提出
- 7 入札  
令和8年3月19日（木）午後1時30分
- 8 開札  
入札締切後即時
- 9 契約保証金納付期限及び契約保証金免除申請書  
落札決定後に指定する日時
- 10 契約締結期限  
令和8年3月24日（火）※落札決定日から5日以内
- 11 売買代金納入期限  
契約締結日から20日以内

# 入札説明書

令和8年1月30日に公告した漁業指導取締兼調査船「おおすみ」売却に係る一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

## 1 入札に付する物件

### (1) 売却物件の種類及び数量

船舶（漁業指導取締兼調査船「おおすみ」） 1隻

### (2) 売却物件の概要

ア 種別 汽船（第三種漁船）

イ 船質 鋼

ウ 長さ

（全長） 30.33m

（登録長） 26.00m

（垂線間長） 25.50m

エ 型幅 5.30m

オ 型深さ 2.45m

カ 計画満載吃水 2.00m

キ 総トン数 67トン

ク 最大搭載人員 14人

(3) 進水年月日 平成12年12月14日

(4) 引渡場所 山川漁港（指宿市）

### (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月19日（木）午後1時30分（即時開札）

イ 場所 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県庁 行政庁舎10階 漁業調整委員会室

## 2 契約をする者

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田 康一

## 3 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

鹿児島県商工労働水産部水産振興課漁業監理係  
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
電話番号 099-286-3439  
電子メールアドレス suikan@pref.kagoshima.lg.jp

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22条）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、または便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持経営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

※ 「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ・ 法人にあつては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
- ・ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

#### 5 入札の参加方法等

本件の入札に参加を希望する者は、関係書類の事前提出による申し込みが必要である。

県有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に下記の(2)の書類を添えて、(1)により申し込むこと。

(1) 入札参加申込書提出期日及び提出場所並びに提出部数

ア 提出期日

令和8年3月12日（木）午後5時

イ 提出場所

鹿児島県商工労働水産部水産振興課漁業監理係  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

イの提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること。

なお、郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。

(2) 添付書類

ア 個人の場合

住民票の写し、印鑑登録証明書

イ 法人の場合

商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑登録証明書（代表者印）

ウ 共有の場合

共有者全員の上記ア又はイ及び共有合意書（様式第3号）及び代表者選任届（様式第4号）

(3) その他

ア 入札参加申込に要する費用は、全て申込者の負担とする。

イ 提出された入札参加申込書及び添付書類等は返却しない。

ウ 住民票の写し、商業・法人登記簿謄本、印鑑登録証明書は、申込日の3か月以内に発行されたものを添付すること。

エ 提出書類について、説明を求められた場合は、それに応じること。

オ 誓約書に記載された個人情報をお鹿児島県警察本部に提供し、内容を照会するので、同意の上、誓約書を提出すること。

6 現地説明会

現地説明会（入札物件の内覧会）を次により行うので、参加を希望する者は、現地説明会参加申込書（様式第5号）を電子メールにより契約担当部局に令和8年2月26日（木）午後5時までに提

出すること。

参加申込書の提出があった場合、契約担当部局の担当者から、現地説明会の開催場所の詳細地図を添付した受付確認メールを送付するので、届かない場合は、電話で問い合わせること。

(1) 日時

令和8年3月2日（火）～同月6日（金）の間で調整

(2) 場所

山川漁港

## 7 入札に関する質問の取扱い

(1) 質問の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第6号）によることとし、電子メールにより契約担当部局に提出すること。なお、質問は令和8年3月10日（火）正午を提出期限とする。

質問書を提出した者に対し、担当者から受付確認メールを送付するので、届かない場合は電話で問い合わせること。

(2) 質問に対する回答

回答については、電子メールにより、順次書面で回答する。

また、質問・回答事項をとりまとめたものを5の入札参加申込書の提出があった者全員に対し、電子メールにて回答する。

なお、当該回答文書は、入札説明書に対して追加又は修正したものとみなす。

## 8 入札保証金

令和8年3月19日（木）午前11時30分までに見積もる契約金額の100分の5以上の金額を現金又は銀行が支払い保証をした持参人小切手により、入札保証金納付書（様式第9号）を添えて納付すること。

ただし、次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除されるので、入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金免除申請書（様式第11号）に次の(1)、(2)の書類を添付して令和8年3月19日（木）午前11時30分までに提出すること。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する（入札保証金還付請求書（様式第10号）を提出すること）。

ただし、落札者に対しては、契約締結後還付する。また、入札保証金には利子を付さない。

(1) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社と間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券（原本）を提出したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面（履行証明願・証明書（様

式第 12 号)) を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

※ (2)に掲げる書面提出により入札保証金の免除を受けようとする者は、令和 8 年 3 月 12 日 (木) までに契約担当部局の事前審査を受けること。

(3) 金額に不足のある者のした入札は、無効となるので注意すること。

(4) 落札者の入札保証金は、申出(落札者の入札保証金の契約保証金への充当申出書(様式 13 号))により契約保証金に充当することができる。

## 9 入札の方法等

### (1) 入札書の記載

入札書は様式第 7 号により作成することとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札年月日並びに住所及び氏名を記載し、押印しなければならない。

イ 文字は全て「かい書」とし、容易に消字することのできないインク及びボールペンで明確に記載すること。

ウ 入札金額はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「住所及び氏名並びに印」は次の区分により正確に記載し、押印しなければならない。

① 入札者本人が入札する場合は、入札者の住所及び氏名 (法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び地位) を記載し、入札者の印鑑登録済印 (使用印鑑届を提出している場合にあつては、当該使用印鑑) を押印すること。

② 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名 (法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び地位) 並びに代理人の住所及び氏名を記載し、代理人の印 (委任状と同一の印鑑) を押印すること。

オ 入札者は、契約条項等及び契約担当部局から指定された事項を承認の上、前号による入札書を作成し、封書にして提出しなければならない。

カ 代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状 (様式第 8 号) を提出しなければならない。委任状の委任者欄には、印鑑登録済印を押印すること。

キ 入札者は、その提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月19日（木）午後1時30分（即時開札）

イ 場所

鹿児島県庁 行政庁舎10階 漁業調整委員会室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

ウ その他

- ① 入札参加者が1者であった場合でも、入札を執行する。
- ② 天災地変その他やむを得ない理由で、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期又は中止することがある。

(3) 再度入札

開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

11 入札の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加申込みをしていない者の入札
- (3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明示29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過小の場合の入札
- (9) 送付、電報又は伝送の方法による入札
- (10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

12 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2者以上あるときは、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。



- (3) 無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。
- (4) 1 回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は、以降の再度の入札には参加できないものとする。

### 13 契約の締結

- (1) 鹿児島県と落札者は、県有財産売買契約書（案）により契約を締結するので、あらかじめ確認した上で入札に参加すること。なお、鹿児島県及び落札者の協議により修正する場合がある。
- (2) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内（やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長（5日以内の範囲内）を願い出て承認を受けたときはその期限）に記名押印した(1)の県有財産売買契約書（案）を提出しなければならない。期限内に契約を締結しない場合、入札保証金は鹿児島県に帰属する。
- (3) 落札者が(2)の期間内に契約を締結しないとき、又は4に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったときには、その落札の効力を失う。

### 14 契約保証金

落札者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を現金又は銀行が支払い保証をした持参人払小切手により納付すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除されるので、契約保証金の納付の免除を希望する者は、契約保証金免除申請書（様式第15号）に下記(1)又は(2)の書類を添付して契約担当者が指定する日時までに提出すること。

なお、契約保証金は、契約の履行があったときに遅滞なく還付する。また、契約保証金には利子を付さない。

- (1) 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証金保険契約に係る保証券（原本）を提出したとき。
- (2) 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面（履行証明願・証明書（様式第12号））を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

※ (2)に掲げる書面提出により契約保証金の免除を受けようとする者は、契約担当者が指定する日時までに事前審査を受けること。

- (3) 契約保証金は、契約相手方の申し出（契約保証金の売買代金への充当申出書（様式第14号））により売買代金に充当することができる。

- (4) 契約相手方が契約の義務を履行しないとき又はその責めに帰す事由により所有権の移転前にこの契約を解除したときは、契約保証金は鹿児島県に帰属する。

## 15 契約の概要

### (1) 売買代金の支払期限

契約相手方は、鹿児島県が発行する納入通知書により、納入通知書の発行日（契約締結日を予定）から 20 日以内に納入すること。

### (2) 所有権移転登録

ア 船舶の所有権移転に伴う移転登記及び移転登録に係る経費は契約の相手方が負担する。

必要に応じて、委任状を交付する。

イ 所有権移転登録前に、権利義務を第三者に譲渡することはできない。

### (3) 引渡し

売買代金の納付を確認した後、鹿児島県が定める日に現況のまま船舶を引き渡す。

その費用は契約相手方が負担する。

### (4) 危険負担

契約締結時から引渡しまでの間において、鹿児島県の責めに帰することができない事由により船舶が滅失又は毀損した場合には、契約相手方は代金の減額及び損害の賠償を請求することができない。

### (5) その他違約金及び損害賠償金額等

違約金及び損害賠償金の支払い等について、必要事項を規定する。

## 16 入札当日の持参品等

### (1) 入札書類に使用する印鑑

### (2) 入札代理人は代理権を証する委任状（様式第 8 号）

### (3) その他必要なもの

## 17 その他

(1) 入札に参加する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがある。

なお、この場合、入札参加に要した費用（調査費等）は保証しない。

(3) この説明書に記載のない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、鹿児島県契約規則（昭和 50 年鹿児島県規則第 23 号）、本件公告及び鹿児島県の指示による。

(様式第 1 号)

## 県有財産売払一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

申込者（委任者）住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(印鑑登録済みの印鑑)

共有者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(印鑑登録済みの印鑑)

共有者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(印鑑登録済みの印鑑)

漁業指導取締兼調査船「おおすみ」の県有財産売払一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定（競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であることを誓約します。

なお、入札参加申込にあたっては、入札物件の状況及び売買契約書の内容等、すべて承知し、後日これらの事項につき鹿児島県に対し、一切異議、苦情等を申し立てることはしません。

- (注) 1. 法人にあつては、その所在地、名称並びに代表者の職及び氏名を記入すること。  
2. 所在地や法人等の名称は、住民票や法人登記簿と一致させること。  
3. 共有名義で申し込まれる場合は、共有者欄に共有者全員の住所・氏名を記入し押印すること(行が不足する場合は挿入すること)。

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
  - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所  
(ふりがな)  
氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名

- (注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
    - ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下イにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
    - イ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者



(様式第3号)

## 共有合意書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

私たちは、漁業指導取締兼調査船「おおすみ」の購入について、下記のとおり共有することに合意しました。

記

### 共有者氏名・住所・持分

(代表 申込 法人 人等)	住所(所在地)	(〒 )	持分
	(フリガナ) 氏名 (法人等の名称・ 代表者の職氏名)	印	—
共有者 ①	住所(所在地)	(〒 )	持分
	(フリガナ) 氏名 (法人等の名称・ 代表者の職氏名)	印	—
共有者 ②	住所(所在地)	(〒 )	持分
	(フリガナ) 氏名 (法人等の名称・ 代表者の職氏名)	印	—
共有者 ③	住所(所在地)	(〒 )	持分
	(フリガナ) 氏名 (法人等の名称・ 代表者の職氏名)	印	—

(注) 所在地が住民票又は法人登記簿等と一致し、印影が本人又は代表者の印鑑登録と一致していることを確認してください。

(様式第4号)

## 代表者選任届

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

私たちは、漁業指導取締兼調査船「おおすみ」を購入するため、代表者として、

(住 所)

(氏 名)

を選任し、入札（代理人への委任を含む。）のほか、購入に関する一切の行為を代表させます。  
なお、債務は各自連帯して負担します。

### 代表者及び共有者

（代表 申込 法人 等）	住所（所在地）	（〒                    ）	印（実印）
	（フリガナ） 氏 名 （法人等の名称・ 代表者の職氏名）		
共有者 ①	住所（所在地）	（〒                    ）	印（実印）
	（フリガナ） 氏 名 （法人等の名称・ 代表者の職氏名）		
共有者 ②	住所（所在地）	（〒                    ）	印（実印）
	（フリガナ） 氏 名 （法人等の名称・ 代表者の職氏名）		
共有者 ③	住所（所在地）	（〒                    ）	印（実印）
	（フリガナ） 氏 名 （法人等の名称・ 代表者の職氏名）		

(様式第5号)

## 現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所  
商号名称  
代表者名

漁業指導取締兼調査船「おおすみ」の売約に関する一般競争入札の現地説明会に参加したいので、次のとおり申し込みます。

1 希望日時（時間帯はいずれかに○）

第1候補： 3月 日 時間帯【 午前 ・ 午後 ・ どちらでも可 】

第2候補： 3月 日 時間帯【 午前 ・ 午後 ・ どちらでも可 】

第3候補： 3月 日 時間帯【 午前 ・ 午後 ・ どちらでも可 】

2 連絡先

担当部署・担当者名： \_\_\_\_\_

電 話 番 号： \_\_\_\_\_

緊 急 連 絡 先： \_\_\_\_\_

F A X 番 号： \_\_\_\_\_

電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

3 参加者一覧

役 職	氏 名



(様式第6号)

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所  
商号・名称  
代表者氏名  
連絡先・連絡者

### 漁業指導取締兼調査船「おおすみ」売却に関する質問書

該当項目 (ページ番号等)	質問内容

回答は、質問者に回答するほか、入札参加資格がある旨の通知を受けた者に対し回答する。

(様式第7号)

## 入 札 書

入札事項：漁業指導取締兼調査船「おおすみ」売却

入札金額

百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記のとおり入札します。

令和    年    月    日

契約担当者

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

入札者 住 所

(委任者)

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

(注意)

- 1 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。
- 2 入札金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入すること。
- 3 代理人が入札する場合は、入札者（委任者）の住所・氏名（押印不要）を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状に使用した印鑑を押印すること。

令和    年    月    日 上記入札金額の100分の110に相当する金額で落札決定通知 ㊟

## 入札書の記載に関する注意事項等

### 1 入札金額

入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

2 入札書の印は、実印（法人は法務局届出印（県に使用印鑑届を提出している場合は、当該使用届の印））を押印してください。

3 代理人が入札に参加する場合は、入札前に委任状を提出してください。  
委任状の委任者は、実印(法人は法務局届出印（県に使用印鑑届を提出している場合は、当該使用届の印））を押印してください。

### 4 印鑑証明書

上記2、3で用いる印鑑の印鑑証明書を提出してください。

### 5 入札書の記載方法

#### (1) 代表者本人が参加する場合

所在地 鹿児島市鴨池新町 10-1  
商号・名称 ○○株式会社  
代表者 代表取締役 ○○○○ 印 ←……実印

#### (2) 代理人が参加する場合

所在地 鹿児島市鴨池新町 10-1  
商号・名称 ○○株式会社  
代表者 代表取締役 ○○○○ ←……印不要  
(代理人)  
住所 鹿児島市山下町 14-50  
氏名 △△ △△ 印 ←……受任者印  
(委任状の受任者印)

(様式第8号)

## 委 任 状

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

所 在 地

商号・名称

代表者名

印

鹿児島県との取引において、代理人を定め下記事項を委任する。

<受任者>

住 所

氏 名

受任者印

<委任事項>

漁業指導取締兼調査船「おおすみ」売却に係る入札並びに見積に関する一切の権限

(注) 委任者の印鑑は、印鑑登録済みの印鑑（法人の場合は法人代表者印（会社印））を使用し、発行日から3か月以内の印鑑証明書を必ず添付すること。

(様式第9号)

入 札 保 証 金 納 付 書			
			第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 50%; margin: 0 auto; padding: 5px;">一金</div>			
ただし、漁業指導取締兼調査船「おおすみ」売却に係る入札保証金			
現金			
その他 証券名			
記号番号			
額面金額			
上記のとおり納付します。			
年 月 日			
契約担当者			
鹿児島県知事 塩田 康一 殿			
納入者 住所			
氏名			印
歳入徴収者			出納員等

-----  
切り取り線  
-----

入 札 保 証 金 領 収 書			
			第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 50%; margin: 0 auto; padding: 5px;">一金</div>			
ただし、漁業指導取締兼調査船「おおすみ」売却に係る入札保証金			
現金			
その他 証券名			
記号番号			
額面金額			
上記のとおり領収しました。			
年 月 日			
出納員等			
氏 名			印
取扱者			印
殿			

(様式第 10 号)

入 札 保 証 金 還 付 請 求 書

第 号

一金

ただし、漁業指導取締兼調査船「おおすみ」売却に係る入札保証金

現 金  
その他 証券名  
記号番号  
額面金額

上記の入札保証金の還付を請求します。

年 月 日

契約担当者

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住所  
氏名

印

上記のとおり領収しました。

年 月 日

出納員等

殿

住所  
氏名

印

# 入札保証金について

鹿児島県商工労働水産部水産振興課

鹿児島県における入札保証金の取り扱いについて、次に例を示しますのでお間違えないようにお願いします。

## 1 入札保証金の額

見積もる契約金額(入札書に記載する金額×1.10)の100分の5以上の額とする。

※ 入札書に記載する金額×1.10の5%以上であることに注意する。

## 2 例

見積もる契約金額が1,100万円とすれば、入札書に記載する金額は1,000万円となり、入札保証金は550,000円(1,100万円×5%)以上となる。

## 3 入札保証保険について

- ・ 入札保証保険の保険期間については、入札日から契約日までの期間を確保する必要があるため、少なくとも1週間程度はみること。
- ・ 入札保証保険であり、契約保証保険ではないので注意すること。

## 4 その他

- ・ 小切手で納付される場合は、次の点にご注意ください。(次項：見本参照)
  - 1 小切手は、銀行が振出し若しくは支払保証したものであること。(各会社が振出した小切手ではないので注意。)
  - 2 持参人払い又は無記名であること。
  - 3 線引きされていないもの。
  - 4 振出し日から5日以内のもの。(振出日から開札日までの期間が5日以内)

## 銀行振出小切手の見本

入札保証金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（預金小切手又は預手という）だけです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常振出人、支払人とも同一金融機関です。

小 切 手	
CC01234	×× 2305 0181-201
支払地 ○○市○○町 株式会社○○銀行○○支店	
金額 ¥ 1, 5 0 0, 0 0 0 ※	
上記の金額をこの小切手と引替に持参人殿へ お支払ください。	
振出日 令和○年○月○日 出日 ○○市○○町	株式会社○○銀行○○支店 支店長 ○○太郎 印

- (注)
- ① 振出人、支払人とも同一金融機関である。
  - ② 持参人又は無記名である。
  - ③ 振出日から5日以内である。（振出日から開札日までの期間が5日以内）
  - ④ 各入札実施場所に所在する手形交換所加盟店のものである。
  - ⑤ 線引きされていない小切手である。



(様式第 11 号)

## 入札保証金免除申請書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

所在地

商号・名称

代表者名

印

令和 8 年 3 月 19 日に行われる漁業指導取締兼調査船「おおすみ」売却に係る一般競争入札の入札保証金について、関係書類を提出するので、鹿児島県契約規則第 6 条の規定により、免除して下さるようお願いいたします。

(様式第 12 号)

## 履行証明願

年 月 日

(発注機関の長)

様

住 所  
商号・名称  
代表者氏名

令和7年度，鹿児島県が行う「漁業指導取締兼調査船「おおすみ」売却」に係る一般競争入札及び契約に必要であるため，下記事項について当社が確実に履行したことを証明願います。

記

契約の名称	
契約金額 (うち消費税等相当額)	一金 円 ( 円)
契約日	年 月 日

## 証 明 書

上記契約について，貴社が確実に履行したことを証明します。

年 月 日

(履行証明者職氏名)



(様式第 13 号)

## 入札保証金の契約保証金への充当申出書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

氏 名

印

令和 8 年 3 月 19 日に行われた漁業指導取締兼調査船「おおすみ」の売却に係る一般競争入札で落札した物件の入札保証金を、契約保証金に充当していただきたくよう、申し出ます。

記

1 契約保証金の額

円

2 契約保証金に充当する入札保証金の額

円

(様式第 14 号)

## 契約保証金の売買代金への充当申出書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

氏 名

印

令和 年 月 日付けで契約した漁業指導取締兼調査船「おおすみ」の売却に係る契約保証金を売買代金の一部に充当していただきたくよう、申し出ます。

記

1 売買代金の額

円

2 売買代金に充当する契約保証金の額

円

(様式第 15 号)

## 契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

所在地

商号・名称

代表者名

印

令和 年 月 日付けで締結する漁業指導取締兼調査船「おおすみ」売却に係る一般競争入札の契約保証金について、関係書類を提出するので、鹿児島県契約規則第 33 条の規定により、免除してくださるようお願いいたします。

(案)

収入  
印紙

県 有 財 産 売 買 契 約 書

売出人鹿児島県（以下「甲」という。）と買受人〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり売買契約を締結する。

(売買)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を次条以下の

約定で乙に売り渡すことを約し、乙は、これを買受けることを承諾した。

所在地	区分	数量		摘要
		数量	トン数	
指宿市岩本字高田上	船舶	1 隻	67 トン	漁業指導取締兼調査船

(信義誠実の義務)

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇円）とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇〇円（売買代金の100分の10以上）を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

5 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を県に帰属させることができる。

○契約保証金の納付を免除する場合

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、金〇円（売買代金の100分の10以上）とし、その納付は免除する。ただし、乙が次条第1項に定める義務を履行しない場合においては、甲に対し、契約保証金に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

2 前項ただし書の違約金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(売買代金の支払及び遅延利息)

第5条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により令和8年〇月〇日までに甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、その責めに帰すべき事由により売買代金を前項の納入期限までに甲に支払わなかったときは、売買代金について、当該納入期限の翌日から支払いのあった日までの期間につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(登記に必要な書類)

第6条 乙は、本契約締結の際に、あらかじめ所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第7条 売買物件の所有権は、乙が第5条の規定により売買代金を完納した時に乙に移転する。

- 2 甲は、売買物件の所有権が乙に移転した後、遅滞なく前条に掲げる登記の嘱託をするものとする。この場合の登録免許税等所有権移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引き渡しがあったものとする。

(危険負担)

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失し、又はき損し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払を拒むことができる。

- 2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件がき損した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。
- 3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が提出した誓約書の内容が事実と相違することが判明したときは、本契約を解除することができる。

(違約金)

第11条 乙は、前条第2項の規定により甲が解除権を行使したときは、甲に対し、金(売買代金の1割)円の違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金等)

第12条 甲は、第10条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は、返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った遅延利息及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は、償還しない。

(乙の原状回復義務)

第13条 乙は、甲が第10条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項ただし書の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、前項に規定する損害以外の損害を甲に与えているときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第15条 甲は、第12条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第5条第2項に定める遅延利息又は第13条第2項若しくは第3項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と当該遅延利息



等の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 16 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 17 条 本契約に規定された事項について疑義を生じ、又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは、鹿児島県の関係条例及び規則等によるほか甲乙両者協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 18 条 本契約に関する訴えの管轄は、鹿児島県庁の所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

上記の契約締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

年 月 日

売出人 (甲) 鹿児島県  
契約担当者 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県知事 塩田 康一 印

買受人 (乙) 住 所  
氏 名

印

## 漁業指導取締兼調査船おおすみの主要項目及び主要設備要目

### 1 主要目

#### (1) 主要寸法等

全長	30.33m
登録長	26.00m
水線間長	25.50m
幅（型）	5.30m
深さ（型）	2.45m
計画満載喫水	2.00m
総トン数	67トン

（平成13年の竣工時は63トン，平成22年に改造し増トン）

燃料油タンク	24.60 m <sup>3</sup>
潤滑油タンク	1.24 m <sup>3</sup>
清水タンク	11.54 m <sup>3</sup>
清水バラストタンク	2.80 m <sup>3</sup>

#### (2) 主機関等

主機関	6N21A-E N2 1,000PS×800rpm
減速機	MGR1523VC

#### (3) 速力等

試運転最大速力	13.24ノット
航海速力	12.00ノット

#### (4) 最大搭載人員

旅客	0人
船員	12人
その他乗船者	2人 計14人

## 2 主要設備要目

### (1) 機関等

機器名	数量	メーカー名	型式等
主機関	1基	ヤンマーディーゼル	6N21A-EN2
減速機	1台	新潟コンバーター	MGR1523VC
推進器	1台	かもめプロペラ	4翼ハイスキート <sup>®</sup> 型可変ピッチ <sup>®</sup> ロー <sup>®</sup> ラ
発電機関	2基	ヤンマーディーゼル	4HAL2-TN
発電機	2台	大洋電機	AC225V
主空気圧縮機	1台	ヤンマーディーゼル	KSC7-V
非常用空気圧縮機	1台	ヤンマーディーゼル	NF60-HF×KSC3N
燃料油清浄装置	1式	アメロイド	AJ-750
潤滑油清浄装置	1式	アメロイド	YS-400
油水分離器	1台	笹倉サービス	SMT-015
油圧ポンプ	1式	川重 hidroリック	主機駆動
主配電盤	1面	三信船舶	デットフロント型
機関データ遠隔表示盤	1式	ヤンマーディーゼル	MCS38BⅢ
冷暖房装置	各1台	日新興業	CAPC08, MTA-360DA
燃料タンク液面計	1式	宇津木計器	UPC11-SL0E10B・05B
清水タンク液面計	1式	宇津木計器	UPC11-SL0E05B

### (2) 調査・観測機器

機器名	数量	メーカー名	型式等
魚群探知機	1台	古野電気	FE-1282
カラー潮流観測装置	1台	古野電気	C1-35
デジタル水温計	1台	古野電気	TI-20E
観測ウィンチ	1台	日本海洋	HHW-2型
サイドスキャンソナー	1式	エス・イー・エス	TTV-195
デジタル気圧計	1台	VAISALA	PTB220
大気温度計	1台	VAISALA	HMP231

## (3) 航海計器

機器名	数量	メーカー名	型式等
操舵装置	1式	トキメック	PR-2000
ジャイロコンパス	1式	トキメック	ES-110
舵舷揺装置	1式	三井造船	MARSS-100
No. 1 レーダー	1式	古野電気	FAR-2127-20AF
No. 2 レーダー	1式	古野電気	FR-7112-12A
DGPS航法装置	各1台	古野電気	GD-80, GP-33
カラービデオプロッター	1台	古野電気	GD-680
磁気コンパス	1台	佐浦計器	T-130VDA
気象用ファクシミリ	1式	日本無線	JAX-39
風向風速計	1式	日本エレクトリック	MH-31
監視用テレビ装置	1台	日本ビクター	TK-S542

## (4) 漁撈・甲板機器

機器名	数量	メーカー名	型式等
アンカースライダ	2台	川重 hidroリック	
船首キャプスタン	1台	川重 hidroリック	油圧式 3T×60M
船尾キャプスタン	1台	住友・川重 hidroリック	0.5T×12M
シリングラダー	1式	ジャパンハムワージ	モノベック
バウスラスター	1式	かもめプロペラ	TCA-15UN推力 0.6T


## (5) 無線通信装置

機器名	数量	メーカー名	型式等
無線ラックコンソール	1台	日本無線	NCU-238A(組込品)
MF/HF無線装置	1台	日本無線	JSS-825DA(一般通信設備)(組込品)
全波受信機	1台	日本無線	NRD-301A(組込品)
全波受信機	1台	アイコム	IC-R8500(組込品)
27MHz SSB無線電話装置	1台	日本無線	JSB-127(組込品)
27MHz DSB無線電話装置	1台	日本無線	JSD-280A(組込品)
27MHz 方向探知機	1台	日本無線	TD-A440-1(組込品)
国際VHF無線電話装置	1台	日本無線	JHS-32A-DSC(GMDSS対応)
双方向無線電話装置	1台	日本無線	JHS-7(GMDSS対応)
ナブテックス受信機	1台	日本無線	NCR-733(GMDSS対応)
衛星EPIRB	1台	三菱電機	TEB-700
レーダートランスポンダー	1台	日本無線	JQX-30A(GMDSS対応)
衛星放送テレビ受信装置	1式	横浜システムマリン	BSD-70
船内指令装置	1式	ユニベックス	TT-60



# 船舶検査証書

第35号 1/2

船種及び船名	汽船 おおすみ
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	136422
船籍港又は定係港	鹿児島県鹿児島市
総トン数又は船舶の長さ	67トン
用途	漁船
船舶所有者	鹿児島県
有効期間	令和8年2月6日 まで
<p>船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。</p> <p>令和3年2月15日</p> <p>九州運輸局鹿児島運輸支局長</p> <p>金平 成市</p> 	
航行上の条件	
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する) (船舶にあつては、その旨)	第3種 ただし、漁業に関する試験、調査、指導及び取締業務に限る。
最大搭載人員	旅客 0人、船員 12人、その他の乗船者 2人、計 14人
制限気圧	*****
満載喫水線の位置	乾げん甲板を標示する水平線（甲板線）の上縁の位置 船の長さの中央の上甲板の梁上側板上面の延長と外板の外面との交点から上方へ0mm 満載喫水線標識の水平線の上縁・海水満載喫水線の位置 甲板線の上縁から下方へ366mm 上記の各種満載喫水線に対応する淡水満載喫水線の位置 上方へ36mm
区画満載喫水線の位置	*****
	***** 以下次葉 *****

航行上の条件

木材満載喫水線の位置

\*\*\*\*\*

その他の航行上の条件

業務区域は、A2水域(湖川を含む。)であって、船舶設備規程第146条の10の3の水域を定める告示(平成4年運輸省告示第51号)の水域に限る。

\*\*\*\*\* 以下余白 \*\*\*\*\*